

郡山市私道整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、もって生活環境の向上を図るため、私道の整備に対して交付する補助金の交付に関して、郡山市補助金の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路をいう。
- (2) 私道 公道以外の道路で、一般公衆の利用に供されており、私人が所有及び管理するものをいう。
- (3) 私道整備 私道の舗装（部分的な補修を除く。）並びに私道の維持管理に必要な側溝及び土留（これらに付随する構造物を含む。）の新設及び改修をいう。
- (4) 公益施設 行政施設、教育施設、福祉施設、医療施設、保安施設、集会施設、文化施設又は通信施設として使用されている建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら費用を負担し私道の整備工事を行おうとする者とする。

(補助対象私道)

第4条 補助金の交付対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に公共性が高いものと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 私道整備を行う延長が20メートル以上であるもの
- (2) 幅員がおおむね3メートル以上であるもの
- (3) 両端又は一端が公道に接続しているもの
- (4) 私道の隣接地に存する住宅及び公益施設の3戸以上が利用しているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 私道が築造されてからおおむね10年以上経過していないとき。
- (2) 排水設備の整備が、流末排水に支障を来すとき。
- (3) 私道の整備について、次に掲げる全ての者の同意を受けていないとき。

ア 私道の敷地の所有権、借地権等を有する者

イ 隣接地に所有権又は借地権を有する者

ウ 隣接地に存する建物に所有権を有する者

エ 私道を利用している者、私道整備により影響を受ける者その他の私道の関係者で、市長が私道整備について同意が必要であると認める者

(4) 私道の敷地、隣接地及び隣接地に存する住宅の全ての所有者が同一の者であるとき。

(5) この要綱による補助金の交付を受けた私道で、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過していないとき。

(6) 開発行為に伴い施工者が行うべき工事であるとき。

(7) その他市長が補助することが適当でないとき。

3 私道の敷地について、民法（明治29年法律第89号）第251条第2項に規定する裁判の請求認

容判決があったときは、当該請求認容判決の対象となった権利の共有者全てから、前項第3号アに規定する同意を受けたものとみなすことができる。

(補助金の対象経費及び額)

第5条 補助金の対象となる経費は、私道整備に要する工事費（私人が所有及び管理する水路に接続する排水施設の整備に要する経費を除く。）とし、補助金の額は予算の範囲内で、対象経費の2分の1以内の額とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(施工業者)

第6条 私道整備を施工する業者は、次に掲げる者とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 郡山市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成13年4月24日制定）第4条第1項に規定する有資格業者名簿に登録された者（郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）第2条第1項の規定により指名停止を受けている者を除く。）

(2) 前号に準じる者

(交付の申請)

第7条 補助対象者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 私道整備事業計画書（第1号様式）

(2) 私道整備事業収支予算書（第2号様式）

(3) 設計図書

(4) 工事見積書の写し

(5) 私道の敷地の登記事項証明書の写し

(6) 私道の敷地の公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面をいう。）の写し

(7) 位置図

(8) 第4条第2項第3号に規定する者の同意書の写し

(9) 工事着工前の写真

(10) 申請者が複数名で構成される団体の場合は代表者を示した書類の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、私道整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(概算払)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは、当該完了の日から2か月又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 私道整備補助金収支決算書(第3号様式)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 竣工図(平面図)
- (4) 工事中及び竣工後の写真
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助対象者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表1に定める耐用年数をいう。)が経過する日までの期間とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の郡山市私道整備事業費補助金交付要綱の規定に基づきなされた手続き、処分その他の行為については、改正後の郡山市私道整備事業費補助金交付要綱の相当規定により為された手続き、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の郡山市私道整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成23年度以後の年度分の補助金について適用し、平成22年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の郡山市私道整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行し、改正後の郡山市私道整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の郡山市私道整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の郡山市私道整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分の補助金については、なお従前の例による。